

## 市内公共施設の一般使用条件について

(指定管理施設を除く、市が直接管理する施設)

期間	10月1日(金)以降
使用対象者	特に制限なし
使用人数	【屋内施設】 特に制限なし
	【屋外施設】 特に制限なし
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従来からの感染拡大予防対策を実施してください。</li><li>・ 国や府の感染拡大予防ガイドラインなどに従ってください。</li><li>・ 感染拡大の兆候や京都府などの対策に変更があった場合には、使用条件の変更を行います。</li></ul>

### 【従来からの感染拡大予防対策】

- 1 当日の使用者について、後日、使用者名簿を求める場合がありますので、依頼をした際には提出をお願いします。
- 2 感染予防対策を実施してください。
  - (1) 施設に消毒液などを備え付けていますので、手洗いや手指消毒を行ってください。
  - (2) 出入り口や窓の開放、部屋に応じた人数での使用など、施設の状況に合わせ密集、密接、密閉の防止を行ってください。
  - (3) 飛沫感染(マスク着用、咳エチケット)、接触感染(手洗いの励行)の防止を行ってください。  
(運動中のマスク着用は自由としますが、休憩中など体を動かしていないときは着用してください。)
  - (4) 使用後は、施設内に設置された除菌資材を使用し、高頻度接触部位(テーブル、イス、マイク、ドアノブ、電気・エアコンのスイッチ、スポーツ用品などの使用備品)を除菌してください。
- 3 催物、歌唱及び調理の利用は、施設管理者からの指示に従ってください。
- 4 国や府の感染拡大予防ガイドラインなどに従ってください。
- 5 感染拡大の兆候や京都府などの対策に変更があった場合には、使用条件の変更を行います。

※ 指定管理施設については、各業界のガイドラインなどに従う中で、指定管理者の判断により実施します。